

金融庁は来年度税制改正の目玉として、「積立NISA」の導入を要望した。年間投資上限額が60万円、非課税期間が20年間という内容の商品で、現行NISAと選択可能である。新たな租税特別措置の導入となるので、税制当局との議論は容易ではないが、突破口がないわけではない。

租税特別措置は、税の公平性に反するという観点から、わが国でも、米国でも、毎年厳しい見直しが行われている。

米国では1967年、当時財務省租税政策担当次官補であったスタンレー・S・サリー氏（シャウプ使節団の参加メンバー、当時はハーバード大学教授）が、「課税原則から逸脱する減税措置」を租税歳出（Tax Expenditure）として議会で議論することを提唱し、それ以降厳しい議会のスクリーニングを受けている。遅まきながらわが国も、2010年に租税特別措置透明化法が成立し、毎年国会に使用実績の一覧表が提出され議論されている。

しかしわが国では知らないが、米国では租税特別措置の定義が2つある。それは、「課税原則から逸脱」しているかどうかを判断するベースとなる税制をどこに置くかという考え方からくる。具体的には、包括的所得税と消費型所得税のどちらを米国歳入法典の原則ととらえるべきか、という議論である。包括的所得税の立場に立てば「優遇税制」となるが、「消費型所得税」の立場に立てば、「優遇税制」ではないということになる税制があるということだ。

具体例の1つが、一定の政策目的の下で「課税後の所得」から積み立てる際の運用益（利子所得、配当所得、株式譲渡益）を非課税にする税制である。年金の1つであるロスIRA（課税後の所得から積み立て給付時は非課税、通常のIRAは積立て時非課税、給付時課税）、教育目的の積み立てである教育IRA（年間500ドルま

での高等教育目的の積立てに対して運用益を非課税にする制度、IRS529条）などがそれに当たる。

このような税制は、包括的所得税の観点からは、運用益を非課税にするので税制優遇措置となるが、消費型所得税の立場に立てば、二重課税を排除する当然の措置ということになる。後者の税制では、課税後の所得を貯蓄して、そこから得られる利子・配当・株式譲渡益に課税することは、二重課税ということになるので、運用益を非課税にすることは当然の措置ということである。

先日意見交換した米国財政学者ポーター・MIT教授によれば、このような考え方の税制は、ブッシュ（子）大統領の税制改革案として議論され、その後今日まで米国税制議論の大きなアジェンダとなっているとのことであった。

さて、冒頭の「積立NISA」は、課税後拠出で運用時・給付時非課税という税制なので、米国の第2の立場に立てば優遇税制ではないことになる。

ただし問題がないわけではない。NISAは証券税制と位置づけられており、運用対象は株式と投資信託などに限定され、預貯金は含まれていない。この点は、米国のIRAと異なる点である。これを金融商品全般に広げていけば、老後の生活設計を自ら積み立てることを支援する、優遇とは言えない税制となる。

これと異なるのがわが国の個人型DCの税制である。これは、積立時に社会保険料控除があり（非課税）、給付時に公的年金等控除が適用されるので、明確に優遇税制である。この制度の拡大は、所得税の課税ベースを縮小させる。しかし、課税後拠出の積立NISAは課税ベースの縮小はないといえる。年末の議論では、このような税制の考え方を踏まえることが必要だ。

